

議案第34号

令和2年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和2年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 44事業所
- (2) 年間総給水量 6,314,500立方メートル
- (3) 1日平均給水量 17,300立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、工業用水道事業費用第1項営業費用中委託料、補償金及び固定資産撤去費 112,000千円の財源に充てるため、企業債 112,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		404,600千円
第1項 営業収益		277,842千円
第2項 営業外収益		126,758千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用	640,651千円	
第1項 営業費用	631,861千円	
第2項 営業外費用	8,790千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 121,909千円は、過年度分損益勘定留保資金 121,909千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		29,600千円
第1項 企業債		29,600千円
	支	出
第1款 資本的支出	151,509千円	
第1項 建設改良費	50,812千円	
第2項 企業債償還金	88,608千円	
第3項 補助金返還金	12,089千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 永田川施設用途廃止に伴う固定資産撤去費用等及び万之瀬川工業用水道施設の改築事業

限度額	141,600千円
起債の方法	証書借入又は証券発行
利率	年7.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,488千円

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓